

# 山梨県公報

第七百八十二号

平成十九年

八月六日

月 曜 日

## 目 次

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	五七七
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五八六
技能検定員等審査の実施	五九二

## 告 示

### 山梨県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 土砂災害警戒区域

市町村名		土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
大月市	田無瀬の2	1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	田無瀬の2	2	急傾斜地の崩壊	
	田無瀬		急傾斜地の崩壊	
	東奥山		急傾斜地の崩壊	

東奥山の2	急傾斜地の崩壊
小和田	急傾斜地の崩壊
葛野の2	急傾斜地の崩壊
葛野	急傾斜地の崩壊
大島の2	急傾斜地の崩壊
大島1	急傾斜地の崩壊
大島2	急傾斜地の崩壊
東奥山	急傾斜地の崩壊
東奥山の2	急傾斜地の崩壊
東奥山の3	急傾斜地の崩壊
東奥山の4	急傾斜地の崩壊
東奥山の5	急傾斜地の崩壊
東奥山の6	急傾斜地の崩壊
東奥山の7	急傾斜地の崩壊
下出	急傾斜地の崩壊
下出の2	急傾斜地の崩壊
東原	急傾斜地の崩壊
東原の2	急傾斜地の崩壊

浅川の3 2	浅川の3 1	六ツ原 2	六ツ原 1	麓山の2 3	麓山の2 2	麓山の2 1	菅沼	用沢	中組 2	中組 1	麓山の1 2	麓山の1 1	矢竹 2	矢竹 1	大島の2	大島	小和田 の2	小和田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

林	用沢 の2・用沢	用沢 2	用沢 1	菅沼 の2	菅沼	中組 の5	中組 の3・中組 の4	中組 ・中組 の2	矢竹 の3	矢竹 の2	矢竹	シロイハタ	下瀬戸 3	下瀬戸 2	下瀬戸 1	上平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

草木の3	川津畑	八坪の2 2	八坪の2 1	菅沼	矢竹	下瀬戸 の4	下瀬戸 の3	下瀬戸 の2	下瀬戸	上落合	林 の9	林 の8	林 の7	林 の6	5 林 の4・林 の	林 の3	林 の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

吉平 の3	吉平	駒宮 の2	駒宮 2	駒宮 1	草木の の2	草木	小生 の2	浅川 の4	浅川 の2	家能 2	家能 1	川久保	浅川	駒宮	吉平の2	吉平・吉平 の2	草木の1	草木の2・小生
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西奥山沢	尻尾沢	中の倉沢	吉平	浅川の12	浅川の11	浅川の10	浅川の9	浅川の8	浅川の7	浅川の6	浅川の5	浅川の4	浅川の32	浅川の31	浅川の22	浅川の21	浅川	吉平の4
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

春日沢	用沢川	堂の沢	大滝沢	猪久保沢	大田沢	御岳沢	道神沢	中村沢	花鳥沢	サハト沢	トチクボ沢	林沢川	タムセ沢2	タムセ沢1	大沢川	大沢川の12	大沢川の11	ホフリ沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

川久保沢	駒宮沢	東上平川	吉平下沢	中組沢	南矢竹沢	矢竹沢	中組西沢	足沢の2	足沢の1	南用沢	東沢の1	吉平中沢	金竜寺沢の3	金竜寺沢の2	金竜寺沢の1	東沢	南中組沢	北矢竹沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

葛野	宮谷沢	沖之沢の1	黒部沢の3	黒部沢の2	黒部沢の1	家能川	上向沢	原沢	風原沢の3	風原沢の2	風原沢の1	龍滝沢	大入沢	沖之沢2	沖之沢1	西川の1	西川	宗安川
地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

大月市											市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称			
大島 2	大島 1	大島の2	葛野	葛野の2	小和田	東奥山の2	東奥山	田無瀬	田無瀬の2	田無瀬の2 1	田無瀬の2 1	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)											土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項				

駒宮 4	駒宮 3	駒宮 2	駒宮 1
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

中組 1	麓山の1 2	麓山の1 1	矢竹 2	矢竹 1	大島の2	小和田の2	小和田	東原の2	東原	下出の2	下出	東奥山の7	東奥山の6	東奥山の5	東奥山の4	東奥山の3	東奥山の2	東奥山
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

中組・中組の	矢竹の3	矢竹の2	矢竹	シロイハタ	下瀬戸3	下瀬戸2	下瀬戸1	上平	浅川の32	浅川の31	六ツ原2	六ツ原1	麓山の23	麓山の22	麓山の21	菅沼	用沢	中組2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上落合	林の9	林の8	林の7	林の6	5	林の4・林の	林の3	林の2	林	用沢の2・用沢	用沢2	用沢1	菅沼の2	菅沼	中組の5	中組の3・中組の4	2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

浅川の2	家能1	川久保	浅川	駒宮	吉平の2	吉平・吉平の2	草木の1	草木の2・小生	草木の3	川津畑	八坪の22	八坪の21	菅沼	矢竹	下瀬戸の4	下瀬戸の3	下瀬戸の2	下瀬戸	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

浅川の7	浅川の6	浅川の5	浅川の4	浅川の32	浅川の31	浅川の22	浅川の21	浅川	吉平の4	吉平の3	吉平	駒宮の2	駒宮2	駒宮1	草木の2	草木	小生の2	浅川の4	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



中村沢	花鳥沢	サハト沢	トチクボ沢	林沢川	タムセ沢 2	タムセ沢 1	大沢川	大沢川の1 2	大沢川の1 1	ホフリ沢川	西奥山沢	中の倉沢	吉平	浅川の1 2	浅川の1 1	浅川の1 0	浅川の9	浅川の8
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東上平川	吉平下沢	中組沢	矢竹沢	中組西沢	足沢の2	足沢の1	南用沢	東沢の1	吉平中沢	金竜寺沢の3	金竜寺沢の1	北矢竹沢	用沢川	堂の沢	大滝沢	猪久保沢	大田沢	御岳沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

公安委員会

川久保沢	土石流
宗安川	土石流
西川の1	土石流
沖之沢 1	土石流
沖之沢 2	土石流
大入沢	土石流
龍滝沢	土石流
風原沢の1	土石流
風原沢の2	土石流
風原沢の3	土石流
原沢	土石流
上向沢	土石流
家能川	土石流
黒部沢の1	土石流
黒部沢の2	土石流
黒部沢の3	土石流
沖之沢の1	土石流

山梨県公安委員会告示第七十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十九年八月六日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

別表第一中

二八四	甲斐市竜王新町四六四番地の二五先 (県道敷島田富線)	竜王駅	平九・二・一七 告示 第二二号
二八四	甲斐市竜王新町四五八番地先(市道竜王駅東通り線)	竜王駅東	平成一九年八月六日 告示第七一号
二九三	甲斐市中下条一八八番地一先(市道開発一号線と市道松島団地本通り線との丁字路交差点)	沖田橋東	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
二九三	甲斐市中下条一八八番地一先(市道開発一号線と市道松島団地本通り線との丁字路交差点)	沖田橋東	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
二九四	甲府市善光寺一丁目二七番一号先(市道善光寺蓬沢線と市道琢美酒折線との丁字路交差点)	砂田橋北	平成一九年八月六日 告示第七一号

九八	甲斐市下今井四四五番地一先（国道五二号と市道塩崎町双田橋との十字路交差点）	双田橋北	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	---------------------------------------	------	------------------------

九八	甲斐市下今井四四五番地一先（国道五二号と市道塩崎町双田橋との十字路交差点）	双田橋北	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	---------------------------------------	------	------------------------

九九	甲斐市中下条一、三八六番地先（市道町屋南線と市道町屋寺前一号線との丁字路交差点）	寺前	平成一九年八月六日 告示第七一号
----	--	----	---------------------

一〇〇	韮崎市清哲町折居八一五番地先（県道韮崎南アルプス中央線）	折居	平成一九年八月六日 告示第七一号
-----	------------------------------	----	---------------------

七四	北杜市白州町台ヶ原三八〇番地一四先（国道二〇号と県道台ヶ原富岡線との丁字路交差点）	花水坂入口	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	---	-------	------------------------

七四	北杜市白州町台ヶ原三八〇番地一四先（国道二〇号と県道台ヶ原富岡線との丁字路交差点）	花水坂入口	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	---	-------	------------------------

七五	北杜市高根町箕輪二、五七五番地先（国道一四一号と広域農道との丁字路交差点）	クラインガルテン入口	平成一九年八月六日 告示第七一号
----	---------------------------------------	------------	---------------------

一六八	笛吹市石和町砂原八四番地先	砂原	平成一九年一月二五日
-----	---------------	----	------------

	県道白井河原八田線同士の十字路交差点		告示第六号
--	--------------------	--	-------

一六八	笛吹市石和町砂原八四番地先（県道白井河原八田線同士の十字路交差点）	砂原	平成一九年一月二五日 告示第六号
-----	-----------------------------------	----	---------------------

一六九	笛吹市石和町窪中島一九七番地先（県道白井河原八田線）	笛吹警察署南	平成一九年八月六日 告示第七一号
-----	----------------------------	--------	---------------------

一七〇	笛吹市御坂町井之上八一九番地二先（県道栗合田線）	井之上	平成一九年八月六日 告示第七一号
-----	--------------------------	-----	---------------------

八三	山梨市万力一、〇九九番地先（国道一四〇号と県道との丁字路交差点）	フルーツ公園入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	----------------------------------	----------	---------------------

八三	山梨市万力一、〇九九番地先（国道一四〇号と県道との丁字路交差点）	フルーツ公園入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	----------------------------------	----------	---------------------

八四	甲州市塩山小屋敷一、五七八番地先（県道塩山勝沼線）	松里駐在所前	平成一九年八月六日 告示第七一号
----	---------------------------	--------	---------------------

一五八	富士吉田市上吉田六、一二二番地先（県道山中湖忍野富士吉田線と市道赤坂線との丁字路交差点）	鐘山北	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-----	--	-----	------------------------

一五八	富士吉田市上吉田六、一二一番地先（県道山中湖忍野富士吉田線と市道赤坂線との丁字路交差点）	鐘山北	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
一五九	富士吉田市小明見一、八五九番地一〇先（市道小明見下の水線と市道小明見上暮地線との十字路交差点）	小明見北	平成一九年八月六日 告示第七一号
一六〇	南都留郡忍野村忍草一、〇六六番地三先（村道山中道線と村道阿原出口線との十字路交差点）	出口池入口	平成一九年八月六日 告示第七一号

三一	大月市駒橋二丁目五番一、二番一（国道二〇号（大月バイパス）と国道二〇号（旧道）との丁字路交差点）	駒橋	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
----	--	----	-----------------------

三一	大月市駒橋二丁目五番一、二番一（国道二〇号（大月バイパス）と国道二〇号（旧道）との丁字路交差点）	駒橋	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
三二	大月市大月町花咲一四七番地先（国道二〇号）	花咲下宿	平成一九年八月六日 告示第七一号

に改める。  
別表第四中  
五三〇 国道一 笛吹市御坂町上黒駒一 車両 車両進行 笛吹 平成一九年三

三七号（上黒駒ハイパス・流入路）	、八五〇番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八七四番地の一先（国道一三七号上り線への流出部）まで（一四〇メートル）	東から西へ 終日	月二二日 告示第二八号
------------------	---	-------------	----------------

五三〇 国道一三七号（上黒駒ハイパス・流入路）	笛吹市御坂町上黒駒一、八五〇番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八七四番地の一先（国道一三七号上り線への流出部）まで（一四〇メートル）	車両進行 東から西へ 終日	笛吹 平成一九年三月二二日 告示第二八号
五三一 市道北口一号线	甲府市丸の内一丁目五五八番五号先（暫定北口ロータリー道路）（六〇メートル）	車両進行 ロータリー南から北へ、北から東を経て南へ 終日	甲府 平成一九年八月六日 告示第七一号

に改める。  
別表第十中

一、三七二 国道二〇号	北都留郡上野原町上野原一、五九八番地先（明誠高校入口交差点）	三 上野原	五九・三・二九 一四号
-------------	--------------------------------	----------	----------------

一、三七二 国道二〇号	上野原市上野原一、五九八番地先（明誠高校入口交差点南側）	四 上野原	平成一九年八月六日 告示第七一号
-------------	------------------------------	----------	---------------------

を		に		を		に		を		に	
四、九八九	市道	北杜市高根町箕輪三、一一三番地一先(丁字路交差点)	二	北杜	平成一九年八月六日 告示第七一号	四、九八九	町道	北巨摩郡高根町箕輪三、一一三番地一先(新田大林公民館南側交差点)	一	長坂	平成一五年八月二五日 告示第五八号
三、二五二	削除			葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	三、二五二	県道 敷島田 富線	中巨摩郡竜王町竜王新町四六四番地の二五先(竜王駅前)	一	南甲 府	平九・二・一九 告示 第一二号
三、一一二	市道	甲府市善光寺一丁目二四番一八号先(丁字路交差点)	一	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号	三、一一二	市道	甲府市善光寺一丁目二四番一八号先(丁字路交差点)	一	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号
三、一一二	市道	甲府市善光寺一丁目二四番一八号先(シヨップすえき前)	二	甲府	五九・一二・六 五九号						

五、二二二	県道梁	大月市猿橋町伊良原一五九番地	一	大月	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二四	市道	中央市成島一、七三六番地の二先(丁字路交差点)	一	南甲 府	平成一九年七月二日 告示第六〇号
五、二二〇	市道	甲斐市大下条七四七番地四先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二五	市道北 口一 線	甲府市北口二丁目三番八号先(秋山歯科医院東側丁字路交差点)	一	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二九	市道	甲斐市竜王新町四二〇番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二六	市道	甲府市德行二丁目一番二二号先	一	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二八	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二七	市道	甲斐市竜王新町四五八番地先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二七	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二八	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二六	市道	甲斐市竜王新町四二七番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二九	市道	甲斐市竜王新町四二〇番地一先	一	葦崎	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二五	市道北 口一 線	甲府市北口二丁目三番八号先(秋山歯科医院東側丁字路交差点)	一	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号	五、二二四	市道	中央市成島一、七三六番地の二先(丁字路交差点)	一	南甲 府	平成一九年七月二日 告示第六〇号

五、二二二	国道二〇号	大月市富浜町鳥沢三、七二二番地一先	一	大月	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二三	国道一三九号	先 北都留郡小菅村三、五五五番地	一	上野原	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二四	市道	上野原市松留五二二番地先	一	上野原	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二五	市道	上野原市八ツ沢五五五番地先	一	上野原	平成一九年八月六日 告示第七一号

に改める。

別表第十六中

四、〇六一	市道 琢美酒折線	甲府市善光寺一丁目二七番一号 先（富士里化学北側）	甲府	甲府	平一〇・一一・一九 告示 第五五号
-------	-------------	------------------------------	----	----	-------------------------

四、〇六一	削除		甲府	甲府	平成一九年八月六日 告示第七一号
-------	----	--	----	----	---------------------

五、二二二	市道	富士吉田市小明見一八五七番地の四先（野村武市郎方西側）	富士吉田	富士吉田	五七・一〇・八四二号
-------	----	-----------------------------	------	------	------------

五、二二二	市道	富士吉田市小明見一八五七番地の三先（菅沼作良方西側）	富士吉田	富士吉田	五七・一〇・八四二号
-------	----	----------------------------	------	------	------------

五、二二三	削除		富士吉田	富士吉田	平成一九年八月六日 告示第七一号
五、二二四	削除		富士吉田	富士吉田	平成一九年八月六日 告示第七一号

六、四四二	村道 阿原出口線	南都留郡忍野村忍草一〇六〇番地の一先（大森兼雄方西側）	富士吉田	富士吉田	五九・一二・六五九号
六、四四二	村道 阿原出口線	南都留郡忍野村忍草一〇六六番地の四先（大森兼雄方鶏舎東側）	富士吉田	富士吉田	五九・一二・六五九号

六、四四二	削除		富士吉田	富士吉田	平成一九年八月六日 告示第七一号
六、四四二	削除		富士吉田	富士吉田	平成一九年八月六日 告示第七一号

八、一七七	町道	中巨摩郡榑形町十五所六七〇番	小笠原	小笠原	平三・九・三〇〇
-------	----	----------------	-----	-----	----------

地先（「名取倉之助」方西側）  
二四号

八、一七七  
削除  
南アル  
プス  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

八、八四一  
町道  
中巨摩郡敷島町中下条一、三八  
〇番地の一先（ファミリコ敷島  
タウン南東角・南進車両）  
甲府  
平七・一二・一  
四  
告示  
第六八号

八、八四一  
削除  
葦崎  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一〇、六二二  
国道一  
四一号  
北巨摩郡高根町箕輪三、一一三  
番地一先（広域農道との丁字路  
交差点・東進車両）  
長坂  
平成一五年六月  
一二日  
告示第三八号

一〇、六二二  
削除  
北杜  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、一九八  
県道甲  
甲斐市西八幡三、五九二番地一  
葦崎  
平成一九年七月

斐中央  
線  
先（玉幡西交差点南西角左折導  
流部・西進車両）  
二日  
告示第六〇号

一一、一九八  
県道甲  
斐中央  
線  
甲斐市西八幡三、五九二番地一  
先（玉幡西交差点南西角左折導  
流部・西進車両）  
葦崎  
平成一九年七月  
二日  
告示第六〇号

一一、一九九  
市道北  
口一  
線  
甲府市北口二丁目三番八号先（  
秋山歯科医院東側・北進車両）  
甲府  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇〇  
市道北  
口二  
線  
甲府市朝日二丁目一四七番地先  
（太平ビル駐車場南側・東進車  
両）  
甲府  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇一  
市道  
南アルプス市吉田六七〇番地先  
（丁字路交差点・西進車両）  
南アル  
プス  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇二  
県道甲  
斐中央  
線  
甲斐市竜王新町四二〇番地一先  
（丁字路交差点・南進車両）  
葦崎  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇三  
市道  
甲斐市竜王新町四三〇番地先（  
丁字路交差点・西進車両）  
葦崎  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇四  
市道  
北杜市須玉町大豆生田一、三七  
六番地一先（丁字路交差点・西  
進車両）  
北杜  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

一一、二〇五  
市道  
大月市富浜町宮谷五五八番地先  
（十字路交差点・西進車両）  
大月  
平成一九年八月  
六日  
告示第七一号

に改める。  
別表第十七中

一、三四五	国道一四〇号	山梨市万力二三番地三先(万力ランブ分岐点)から山梨市万力一、〇二番地二先(フルーツ公園入口交差点)までの両側	五六〇	車両	終日	日下部	平成一九年三月一日 告示第二七号
-------	--------	--	-----	----	----	-----	---------------------

を

一、三四五	国道一四〇号	山梨市万力二三番地三先(万力ランブ分岐点)から山梨市万力一、〇二番地二先(フルーツ公園入口交差点)までの両側	五六〇	車両	終日	日下部	平成一九年三月一日 告示第二七号
一、三四六	市道北口一号线	甲府市北口一丁目一番一先(丁字路交差点)から甲府市北口二丁目三番八号先(丁字路交差点)までの両側	五七五	車両	終日	甲府	平成一九年八月六日 告示第七号

に改める。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運

転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。  
平成十九年八月六日

山梨県公安委員会  
委員長 鶴田美枝

- 一 審査の種類
  - 1 技能検定員審査
    - 1 大型自動車運転免許(以下「大型自動車免許」という。)、中型自動車運転免許(以下「中型自動車免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)、大特、大自一、普自二及び牽引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)並びに大型、中型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査
    - 2 教習指導員審査
      - 1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査
      - 2 審査日時及び場所
        - 1 審査日時
          - 平成十九年九月十日(月)、九月十二日(水)及び九月十四日(金)の午前九時から午後四時まで
        - 2 審査場所
          - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
      - 3 受付期間及び場所
        - 1 期間
          - 平成十九年八月二十日(月)から平成十九年八月三十一日(金)まで
        - 2 場所
          - 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
    - 4 審査内容
      - 1 技能検定員審査
        - 技能検定に関する技能及び知識
      - 2 教習指導員審査
        - 教習に関する技能及び知識
  - 2 審査手数料
- 五 技能検定員審査



- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円
  - (二) 普通自動車免許  
二万五百円
  - (三) 特定第一種運転免許  
一万四千円
  - (四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円
- 2 教習指導員審査
- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円
  - (二) 普通自動車免許  
一万二千五百円
  - (三) 特定第一種運転免許  
九千五百円
  - (四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
  - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。  
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。  
なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番